

安岡中学校 令和5年度 学校いじめ防止基本方針

I 基本理念

教育の目的は、生徒一人ひとりの人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者としての資質を育成することである。学校教育は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視して「生きる力」を育むことが重要になっている。本校は校訓「今日が楽しく、明日が待たれる学校」のもと「知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成」を目指し、生徒・保護者・地域にとって「通いたい学校、通わせたい学校」「安心・安全で自己実現できる学校」を基本理念に掲げ、全職員の協働体制による学校教育活動を実践している。

文部科学省においては、いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」を策定し、国としての指針を示した。

いじめ防止対策推進法の概要

1. 学校は、実情に応じて、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を定める。（第13条「学校いじめ防止基本方針」）
2. 学校は、複数の教職員、専門的な知識を有する者その他の関係者で構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。（第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」）
3. 在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめ防止対策委員会の中でいじめをやめさせること及びその再発を防止するための話し合いを行う。また、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。（第23条「いじめに対する措置」）
4. 学校は、いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には重大事態として捉え、事実確認を明確にするための調査を行う。また調査内容については、いじめを受けた生徒と保護者に対して適切に提供及び那覇市教育委員会に報告する。（第28条「重大事態への対処」学校の設置者又はその設置に関する学校による対処）第30条「公立学校に係る対処」）
5. いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、日頃からいじめ防止に向けた取り組みについて適切に学校の評価を行う。（第34条「学校評価における留意事項」）

いじめ防止対策推進法の概要を踏まえ、学校においては全教職員が生徒が発しているサインを見逃すことがないように、教師は常に「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起こっているかもしれない」という危機感を持って生徒に接し、教員相互の情報交換を密に行いながらいじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは絶対に許されないこと」「いじめる側が悪い」という認識を、生徒と教師が共に持つことが前提となる。このことを念頭において下記に本校の学校いじめ防止基本方針を示し、「いじめを許さない学校」の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II いじめの定義と構造図

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（第2条「いじめの定義」）

いじめの構造図



III 本校のいじめ防止基本方針

1. 教育相談の充実による自己有用感を培う教育の推進 2. 道德教育の充実を通じた規範意識の向上
3. 教育活動全体を通じた道德教育及びボランティア・体験活動等の充実

IV めざす学校像

1. 学校生活が楽しく、通いたくなる学校（生徒） 2. 安全・安心で信頼される学校（保護者・地域）
3. チームワークで共通実践し教育活動をすすめる学校（教職員）

V めざす生徒像

1. 目的意識をもって学び、確かな学力が身につけている生徒 2. 人権感覚が身につく、心豊かな生徒
3. 健康管理及び体力向上に努める生徒

VI めざす教員像

1. 幅広い視野と確かな指導力を持った教職員 2. 保護者や地域の願いを受け止め、共に歩む教職員
3. 人間性豊かで、社会性を合わせ持つ信頼される教職員

VII 基本方針

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に達げられていない生徒にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、生徒同士が互いに認め合い、共に成長していく学級づくりや生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりを行い、未然防止に取り組みたい。また、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていきたい。

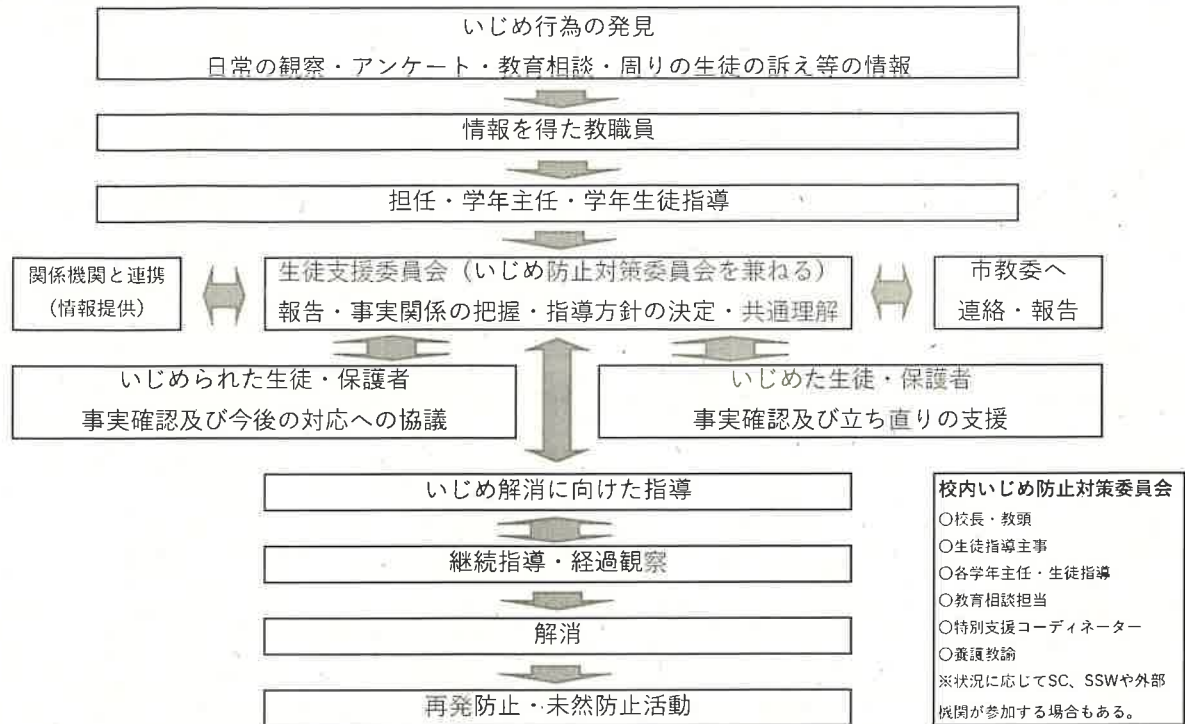
1. いじめの未然防止・早期発見・組織的対応に向けた取り組み

- (1) 週1回の生徒支援委員会（管理職、生徒指導主事、各学年主任・生徒指導、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭など）を実施する。
- (2) 教育相談担当教師やスクールカウンセラー（SC）を中心とした教育相談体制を充実させる。
 - ①週1回の不登校支援委員会の実施
 - ②全生徒対象の教育相談（年2回）を実施する。
 - ③定例の特別支援教育推進委員会を開催する。
 - ④生徒の状況に応じてスクールカウンセラー（SC）とのカウンセリングの場を設ける。
- (3) 校内研修や職員会議などを通して、教師一人一人がいじめ問題に対する共通認識を持ち、組織的な対応ができるようにする。
- (4) 人権アンケート（毎月1回）を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- (5) 人権作文（毎月1回）を活用して豊かな人権感覚を育成する。
- (6) 生徒会を中心にいじめ防止啓発期間の取組を行い、生徒一人一人のいじめを抑制する実践力を高める。
- (7) 学校として下記の取り組みを行う。
 - ①授業や行事の中で生徒が活躍できる場面を作り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめが起これにくい風土を作り出す。
 - ②教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣、規範意識、豊かな情操、他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (8) 学校だよりやホームページ等を活用し、保護者や地域にいじめ防止の取組に対する理解を図る。
- (9) いじめに関する学校評価（教職員・生徒・保護者）を実施し、学校における取組の分析及び改善を図る。

2. いじめの未然防止・早期発見・組織的対応に向けた学校体制

- (1) いじめ発見時の緊急対応
いじめ行為を発見した場合は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、当事者生徒に関係する教職員（担任・学年主任・学年生徒指導など）に連絡する。あわせて管理職にも即座に報告する。
- (2) いじめの認知
いじめの兆候に気付いた場合は、当事者生徒への事実確認を行い、いじめ防止対策委員会（管理職、生徒指導主事、各学年主任・生徒指導、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭など）で総合的に判断し認知する。
- (3) いじめられた生徒への対応
 - ①生徒に対して
・人権に配慮しながら事実関係を確認し、聞き取った内容は詳細に記録する。
・つらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図り、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
・学校全体で組織的に解決していく姿勢（全職員で情報を共有し見守りの強化を図る等）を伝える。
・状況に応じて養護教諭やSCと連携し、メンタルヘルス・ケア等を行う。
 - ②保護者に対して
・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
・学校の指導方針を伝え、今後の対応について生徒・保護者と協議する。
・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう保護者に伝える。
- (4) いじめた生徒への対応
 - ①生徒に対して
・人権に配慮しながら事実関係を確認し、聞き取った内容は詳細に記録する。
・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で継続的な指導を行う。
・いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
 - ②保護者に対して
・正確な事実関係を保護者に説明し、生徒の変容を図るために、今後の関わり方等を一緒に考える。
- (5) 周りの生徒に対して
 - ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
 - ②「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
 - ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
 - ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- (6) 継続した指導
 - ①いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行う。
 - ②いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- (7) アンケート等の取り方について
・基本的に無記名式アンケートを実施する。
・時間をしっかり確保し、ふざけたりしないで正直に答えてほしいことを伝える。

(8) いじめ発生時の学校体制



3. いじめに対する措置（重大事態発生時）

(1) 重大事態とはいじめを受けたことにより

- ①生徒が自殺を企図した場合 ②生徒が身体に重大な傷害を負った場合 ③生徒が金品等に重大な被害を被った場合
- ④生徒が精神性の疾患を発症した場合 ⑤生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(2) 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の対処及び調査

- ①重大事態が発生した場合は、生徒支援委員会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）で事実関係の把握を行い、課題解決を図る。
※状況に応じて構成メンバーを編成する。
- ②事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明を行う。その際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえて関係機関と連携し学校における必要な措置を講じる。

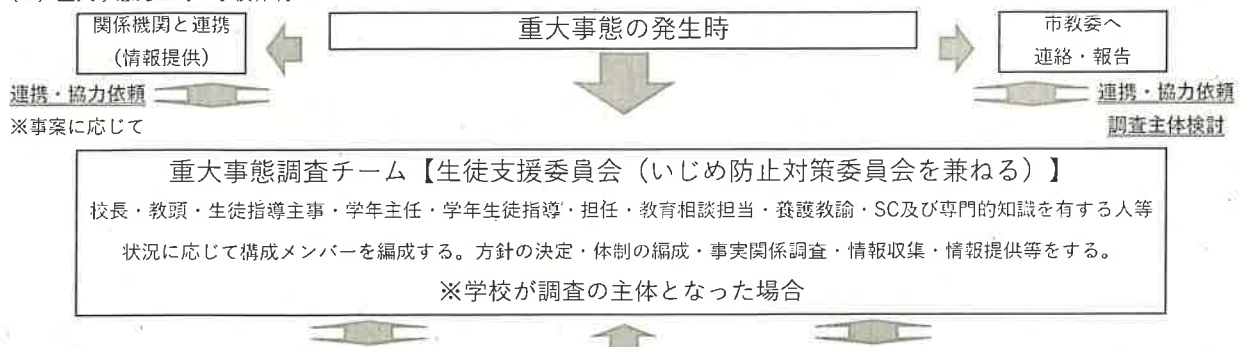
(4) いじめられた生徒への対応

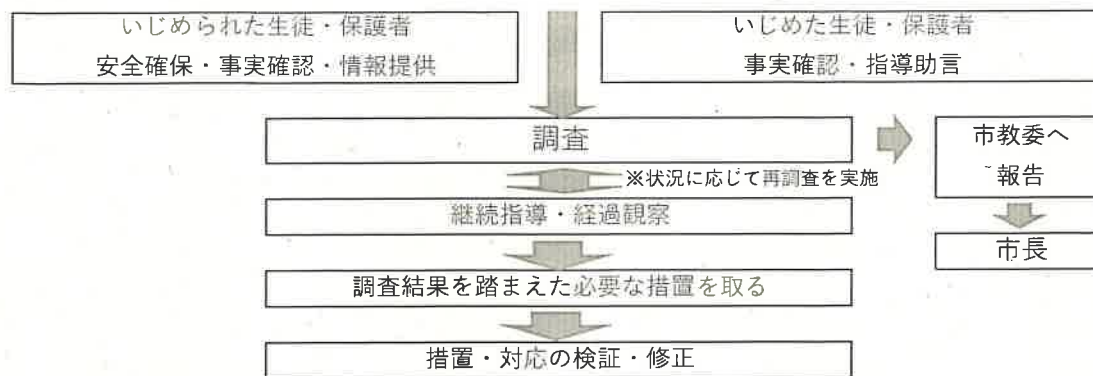
- ①生徒に対して
 - ・学校全体で組織的に解決していく姿勢（全職員で情報を共有し見守りの強化を図る等）を伝える。
 - ・状況に応じて養護教諭やSCと連携し、メンタルヘルス・ケア等を行う。
- ②保護者に対して
 - ・今後の対応について生徒・保護者と協議する。

(5) いじめた生徒への対応

- ①生徒に対して
 - ・いじめに至った原因や背景を確認し、定期的に立ち直りの支援を行う。
- ②保護者に対して
 - ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方等を一緒に考える。

(6) 重大事態発生時の学校体制





4. いじめの解決の認定

いじめの解消に向けて指導を行い、3ヶ月間は当事者生徒の経過観察をする。その後、当事者生徒・保護者・関係者等からいじめの継続がないことを確認する。生徒支援委員会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）でいじめの継続がないことを確認し、教育委員会へ報告を行う。

5. 相談機関

那覇市教育委員会教育相談課	: 098-941-7868
子ども若者みらい相談プラザsorae	: 098-943-5335
子ども人権110番	: 0120-007-110
中央児童相談所	: 098-886-2900
少年サポートセンター	: 098-862-0110
親子電話相談	: 098-869-8753

安岡中学校 令和5年度 学校いじめ防止対策年間計画

■：学校・教師の活動 ◎：生徒の活動 ◇：保護者の活動

月	取組内容	備考
1 学 期	4月 ■：学校・学年間の情報交換及び支援記録の引き継ぎ【全職員】 ■：指導方針・計画等の策定と共通理解【いじめ防止対策委員会・職員会議】 ■・◎：学級開き(人間関係づくり・学級のルールづくり)【始業式、学級活動】 ■・◎：学校のルールや校則に係る説明【朝会】 ■・◇：保護者へ『いじめ防止』に向けた取組説明及び啓発【HP・PTA総会】	・全職員で共通理解を図る。
	5月 ■・◎：安全支援事業【講演】 ■・◎：教育相談活動【面談】 ■・◎：生徒総会 ■：いじめに関する校内研修	・那覇警察署 ・教育相談期間 ・いじめ防止強化期間
	6月 ■・◎：学校行事(〇〇)を通した人間関係作り ◎：思春期教室	
	7月 ■・◎・◇：三者面談 ■・◎：生徒会リーダー研修 ■・◎：安全支援授業【講演】 ■・◇：保護者へ『いじめ防止』に向けた取組説明及び啓発【HP・PTA総会】 ■・◎・◇：学校評価アンケート	
	8月 ■：いじめや教育相談に係る研修会への参加【職員・夏季研修会等】 ■：夏休み明けの生徒の様子把握【全職員・アンケート】	
	9月 ■・◎：いじめ防止啓発期間の取組み【朝会・学級活動】 ■・◎：学校行事(〇〇)を通した人間関係作り【学年・学級活動】	・いじめ防止啓発期間
	10月 ■・◎：学校行事(〇〇)を通した人間関係作り【学年・学級活動】 ■：秋休み明けの生徒の様子把握【全職員・アンケート】 ◎：話し合い活動『一学期の振り返り』【学級活動】	
	11月 ■・◎：学校行事(〇〇)を通した人間関係作り【学年・学級活動】 ■・◎：教育相談活動【面談】	・教育相談期間
	12月 ■・◎・◇：三者面談 ■：学校いじめ防止基本方針の検討・見直し【生徒指導主事・教頭】 ■・◎：安全支援授業【講演】 ■・◇：保護者へ『いじめ防止』に向けた取組説明及び啓発【HP・PTA総会】 ■・◎・◇：学校評価アンケート	
	1月 ■：冬休み明けの生徒の様子把握【全職員・アンケート】	
2 学 期	2月 ◎：話し合い活動『1年間の振り返り』【学級活動】	
	3月 ■：支援記録の整理、進級学年への引継ぎ資料の作成【担任・学年主任】	
	通年 ・生徒情報交換会【生徒支援委員会・学年会】 ・いじめ認知、対応検討【いじめ防止対策委員会】 ・毎月の人権アンケート【生徒対象】 ・毎月の人権作文【生徒対象】	

いじめ早期発見のためのチェックリスト【家庭用】

家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんが多いと思われます。しかし、必ずといってよいほど兆候が見られます。

いじめを発見するために、下記の項目を参考にチェックしてみてください。

	項目	生徒を観るポイント	チェック
日常生活の変化	1	学校へ行きたがらない	
	2	イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。	
	3	衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。	
	4	お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。	
	5	食欲がなくなったり、体重が減少したりする。	
	6	寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。	
	7	うれいに満ち、表情が暗くなる。	
	8	部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。	
	9	外に出たがらない。	
	10	携帯電話・スマートフォン等をいつも気にする。	
	11	不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。	
	12	テレビやゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。	
	13	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。	
友人関係の変化	14	「転校したい」や「学校をやめたい」「部活動をやめたい」などの話をするようになる。	
	15	先生や友達を批判する。	
	16	親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。	
	17	友達からの電話に丁寧な口調で応答する。	
	18	友達のことを聴かれると怒りっぽくなる。	
家族との関係の変化	19	保護者に隠し立てをすることが多くなる。	
	20	言葉遣いが荒くなり、保護者や兄弟、祖父母等に反抗したり、八つ当たりをする。	
	21	学校の様子を聴いても言いたがらない。	
	22	保護者の学校への出入りを嫌う。	
持ち物の変化	23	学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。	
	24	教科書やノートに落書きをされたり、破られたりしている。	
	25	家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。	